

【 障害区分の説明 】

- 1 障害または障害区分が重複している場合には、同一の障害または障害区分で参加しなければならない。
- 2 肢体不自由者の障害区分
 - (1) 肢体不自由の7級が重複して6級に認定されている場合は、いずれか一肢の障害として区分する(両下肢が7級の切断の場合は、片下腿切断に区分する)。
 - (2) 多肢切断や両上肢障害など、複数の部位の切断や機能障害がある場合は、3肢以上(多肢)や両上肢がそれぞれ6級以上の認定を受けていなければならない(左上肢が7級で右上肢が6級などの場合は、片上肢障害として区分する)。
 - (3) 指および手のひらの切断は手部切断として、足部の切断は下腿切断として扱う。
 - (4) 一側の手部切断も、両側の手部切断も「手部切断」として区分する。
 - (5) 関節離断は、上位の部位の切断として扱う(肘関節離断の場合は、上腕切断となる)。
 - (6) 完全とは、上肢や下肢の大きな3つの関節の機能が損傷を受け、下肢の場合は補装具なしでは体重を支えきれないものをいう。
 - (7) 脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷等による脳に起因する機能障害をいう。ただし、脊髄小脳変性症の場合は、実際の障害状況に応じて他の区分となることもある。
 - (8) 下肢の切断や欠損等による車椅子使用者は、「座位バランスあり」に区分せず切断の区分を適用する。
 - (9) 座位バランスの判定は、「へそ」の位置での知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態で両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する。
- 3 視覚障害者の障害区分
 - (1) 視力は「矯正後の良い視力」で判定する。
 - (2) 障害区分23は光を通さないゴーグルを装着する。